

第 1 編 総 則

はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなったが、一方では、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などを原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至った。

平成13年の9.11米国同時多発テロをはじめ、平成17年に入ってから、イギリスのロンドン、インドネシアのバリ島における爆破テロなど、テロが世界各地で発生している。

また、我が国においても、本格的な侵略行為を受ける危険性は低下しているものの、世界的なテロ組織が日本も標的にしていることが明らかになったことをはじめ、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が差し迫った課題となっていると考えられる。

国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

現在の世界情勢を見渡すと、各地で地域紛争や大規模なテロが発生するなど、予測のつかない、また、不条理なことが現実には起きていることはたいへん残念なことである。

県は、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため国民保護計画を策定し、県としての責務を適切に果たしていきたい。

第1章 目的と構成

県は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるといふ県としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、千葉県国民保護計画(以下「県国民保護計画」といふ。)を策定する。

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」といふ。)並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律112号。以下、「国民保護法」といふ。)に基づき、

- ・ 武力攻撃事態等における千葉県の区域に係る国民の保護に関する措置(以下「国民保護措置」といふ。)の総合的な推進に関する事項
- ・ 県(知事及びその他の執行機関をいふ。以下同じ。)が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置(以下「緊急対処保護措置」といふ。)に関する事項

など必要な事項を定めるものとする。

2 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処
- 第3編 緊急対処事態への備えと対処
- 第4編 復旧等

3 計画の特色

(1) 千葉県の実情・特性にあった計画

本県は、首都東京に隣接し、国際空港、国内有数の石油コンビナート地域や大規模な集客施設を有するほか、都市部、山間部や田園地域など多様な地域特性を有していることを踏まえ策定した。

(2) 大規模テロなどの記述を充実

本県で発生する可能性がより高いと思われる大規模テロなどを想定し、攻撃に使用される物質ごとに対応モデルを提示するなど具体的記述に努めた。

(3) 初動体制を充実

国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。

(4) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとして、県民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4 千葉県地域防災計画等との関連

(1) 千葉県地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「千葉県地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「千葉県地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行う。

5 計画の変更

(1) 計画の見直しと変更

国の策定する国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされていることから、この計画についても、不断の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画の見直しに当たっては、千葉県国民保護協議会(以下「県国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

この計画の変更にあたっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮

問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。

6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置の基本的な方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。この場合において、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の取用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、県は、これらの手続を担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、千葉県行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存することとする。

また、県は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮を払う。

3 国民に対する情報提供

県及び市町村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることとされている。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に

関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、県は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害

の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、県は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型を以下のとおり明示する。

1 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、県は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分 類	類 型	事 態 例
攻撃対象	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊

施設等		<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 政治経済活動の中核（県庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を以下のとおりとする。

1 位置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、南北に長く太平洋に突出する半島（房総半島）であって、東及び南は太平洋に面し、西は一部東京湾に臨み、他は江戸川を隔てて東京都及び埼玉県に、北は利根川を界して茨城県に接している。そのため、房総半島の周囲は水で囲まれた島のような環境をなしている。

位置	極 東	銚子市君ヶ浜	東 経	140° 52′ 21″
	極 西	富津市第二海堡	東 経	139° 44′ 21″
	極 南	南房総市白浜町野島崎	北 緯	34° 53′ 58″
	極 北	野田市関宿三軒家	北 緯	36° 06′ 14″
面 積		広 が り		海 岸 線
本 県 面 積	対 全 国 総 面 積	東 西	南 北	533.5km
5,157.61km ²	割合 1.4% 順位 28位	102.6km	133.9km	

2 地 形

本県は、南から北に向かって三段階をなして、丘陵、台地、平野となっている。

特に、房総丘陵と呼ばれる南部の山間地は、標高約300メートルの山々が連なった、本県で最も高い部分であり、地形は幼年期後期から壮年期後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

台地部分は全く平坦ではなく、野田市付近の標高10メートル位から長柄町六地藏付近の120メートル位までの範囲にあり、両総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や内湾に流域をもつ主要河川の三角洲などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されているため、沖積低地のまとまった平野には乏しい。

なお、房総丘陵は、一続きの台地ではなく、半島を横切るような数列の断層山脈からなり、その間に細長い低地部（地溝）をはさみ、この低地部が館山平野、鴨川平野となっている。

3 海 岸

本県は、その地形上から海岸線が長いことが特徴である。

江戸川デルタから富津洲までの約60キロメートルの湾内は、深度の浅い砂浜海岸であったが、この地帯は、すでに海面に土地の造成が行われ、ニュータウン及び工業地帯となっている。

これに対して南部は、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方、太平洋側飯岡から太東岬に至る約60キロメートルの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが、傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に、太東岬より洲崎までは、一般に岩石の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかっこうの漁港がある。

4 気 象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間降水量の平年値は、北部では1,400～1,600ミリメートル程度であるのに対し、南部では2,000ミリメートルを超える所がある。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

5 人口分布

本県の人口は、平成30年4月1日現在、約626万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は16市あり、そのうち千葉市が97万6千人と最も多く、以下船橋市63万3千人、市川市49万1千人、松戸市48万9千人、柏市42万2千人の順で続き、この5市で県人口の48.1パーセントを占めている。

また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が1平方キロメートル当たり約9,800人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、1平方キロメートル当たり500人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。

6 道 路

本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道など全国的な広がりを持つ高速自動車国道4路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道23路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道296路線、及び128,825路線からなる市町村道が接続し、総実延長40,750キロメートルの道路網を構成している。(平成28年4月1日現在)

また、県北西部では、湾岸地域から東京方面にかけて交通量が県内でも比較的多い地域となっている。

7 鉄 道

本県の鉄道網は、JR線11路線、その他鉄道線(軌道線を含む)21路線で構成されており、運行距離の長いJR線は、幹線鉄道として県外周部を一巡するとともに、一部内陸部を結ぶ形で運行されている。

JR線については、久留里線以外の10路線は100%電化されているが、県内営業キロ約560kmに関する複線化率は41%で、南房総や東総地域の大部分は単線となっている。

輸送需要の多い東京方面へは、JR総武線(複々線)、JR常磐線(複々線)、JR京葉線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総鉄道線、東葉高速鉄道線、つくばエクスプレス線、京成成田スカイアクセス線等が運行されている。

これらの都心へ向かう路線については、増便や幅広車両の導入などにより混雑の緩和が図られてきたものの、未だ混雑の度合いが高い路線もあり、JR総武線や東京メトロ東西線では、ラッシュ時の混雑率が200%前後で高止まりしている。

8 空 港

成田国際空港は、成田市に位置し平成30年夏ダイヤ開始時点で、国際線115都市、国内線18都市を結ぶ国際空港である。

昭和53年5月に開港し、4,000メートルのA滑走路及び2,500メートルのB滑走路の2本で運用されている。

本空港は、平成29年度運用実績として約4,100万人の旅客数、約230万トンの航空貨物量と、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。

また、本空港は、平成29年実績で輸出入総額が国内第1位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。

9 港 湾・漁 港

(1) 港 湾

本県には、次のとおり7港があり、それぞれの地域の特性に応じながら、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。

特に、千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800ヘクタールの日本一広い港湾である。

本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定された。なお、平成23年4月1日に港湾法の改正に伴い、特定重要港湾から国際拠点港湾に改められた。

主な取扱貨物は、LNG（液化天然ガス）・石油製品・原油であり、平成28年の取扱貨物量は約1億5,433万トン（全国第2位）と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

また、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取り扱いが始まるなど、流通港湾としての役割を果たすとともに、人工海浜6箇所（約6.5キロメートル）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。

港湾名	公共主要施設	対象船舶	港 格 ※	備 考
千葉港	<ul style="list-style-type: none"> 公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,240m（94バース） 物揚場等 総延長 8,339m ガントリークレーン 2基 	300～30,000 重量ト	国際拠点港湾	<ul style="list-style-type: none"> 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 貨物取扱量全国第2位の国際貿易港
木更津港	<ul style="list-style-type: none"> （吾妻地区・江川地区） 物揚場等 総延長2,286m （木更津南部地区） 水深4.5m～12m岸壁（12バース） 総延長1,428m （富津地区） 水深5.5、7.5m岸壁（6バース） 総延長620m 物揚場 857m 	300～30,000 重量ト	重要港湾	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 貨物取扱量全国第14位の国際貿易港
浜金	<ul style="list-style-type: none"> 水深5.0m岸壁（2バース） 総延長151m 	500～1,000 重量ト	地方港湾	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾フェリー基地 砂・砂利積出港

(2) 漁 港

本県には、68の漁港があり、そのうち下記の4漁港が県の地域防災計画により、緊急輸送ネットワークの拠点として位置付けられている。

漁港名	主要施設	対象船舶	種類※	備考
銚子漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 7.5m 耐震強化岸壁 1バース (130m) ・水深 3.0m～6.0m 岸壁 4211m ・水深 1.5m～2.5m 物揚場 2201m 	<ul style="list-style-type: none"> 5,000重量ト 30～300総ト 1～10総ト 	特定第3種漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・全国有数の陸揚げを誇る拠点港
大原漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 5.0m 耐震強化岸壁 1バース (96m) ・水深 3.5m～5.0m 岸壁 954m ・水深 2.5m 物揚場 488m 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000重量ト 10～150総ト 10総ト 	第3種漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・全国屈指のイセエビ陸揚港
勝浦漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 6.0m耐震強化岸壁 1バース (80m) ・水深 3.0m～6.0m 岸壁 875m 	<ul style="list-style-type: none"> 30～300総ト 	第3種漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・全国上位のカツオ陸揚港
鴨川漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・水深 4.0m耐震強化岸壁 1バース (65m) ・水深 3.0m～4.0m 岸壁 685m ・水深 2.5m 物揚場 454m 	<ul style="list-style-type: none"> 30～50総ト 30～50総ト 10総ト 	第3種漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁業の拠点港

※注 第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの。

特定第3種漁港：第3種漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

10 自衛隊施設

所在地	施設・主要部隊
木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 :第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、 木更津駐屯地業務隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地:第4補給処木更津支処
千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 :高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)
船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 :第1空挺団、習志野駐屯地業務隊、特殊作戦群 (航空自衛隊)習志野分屯基地:第1高射群第1高射隊
松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 :関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊
柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場:第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所:航空システム通信隊
柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 :教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊
館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 :第21航空群、館山航空基地隊
南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地:第44警戒隊

11 その他

(1) 石油コンビナート

本県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区の特別防災区域が指定されている。

本県の特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。

なお、各地区の概要は次のとおりである。

(京葉臨海北部地区)

京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04平方キロメートル、総事業所数114社、そのうち6の特定事業所（第1種事業所5、第2種事業所1）で形成されており、油槽所主体の地区である。

(京葉臨海中部地区)

京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19平方キロメートル、総事業所数270社、そのうち62の特定事業所（第1種事業所30（レイアウト事業所23）、第2種事業所32）で形成されており、全国83の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。

(京葉臨海南部地区)

京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51平方キロメートル、総事業所数74社、そのうち3の特定事業所（第1種事業所1（レイアウト事業所1）、第2種事業所2）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。

＜千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表＞

(貯蔵・取扱・処理量：平成29年4月1日現在)

区 分		区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特 定 事 業 所※2			その他 事業所 (うち石油を取 扱う事業所)
			石 油 千 <i>kl</i>	高圧ガス 百万Nm ³ ※1	総 数	第一種事業所 (うちレイアウ ト事業所※3)	第二種 事業所	
地区	関係市							
京 葉 臨 海 北 部	市 川 市	2.04	249 (1.24%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	108 (25)
	船 橋 市		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0)	0	16 (16)
	小 計		249 (1.24%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	124 (41)
京 葉 臨 海 中 部	千 葉 市	45.19	431 (2.15%)	31 (1.36%)	8	5 (3)	3	109 (20)
	市 原 市		14,913 (74.36%)	1,978 (86.56%)	37	18 (16)	19	79 (24)
	袖ヶ浦市		4,411 (22.00%)	249 (10.90%)	17	7 (4)	10	21 (21)
	小 計		19,755 (98.51%)	2,258 (98.82%)	62	30 (23)	32	209 (65)
京 葉 臨 海 南 部	木更津市	12.51	50 (0.25%)	21 (0.92%)	3	1 (1)	2	71 (21)
	君 津 市		50 (0.25%)	21 (0.92%)	3	1 (1)	2	71 (21)
合 計		59.74	20,054 (100.0%)	2,285 (100.0%)	71	36 (24)	35	404 (127)

※1 Nm³：0℃1気圧における気体の体積を表す単位

※2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

※3 レイアウト事業所：石油と高圧ガスを共に扱う事業所をいい、それらを製造する施設、貯蔵する施設など各種施設地区の配置や面積（レイアウト）の規制を受ける事業所

(2) 観光客

本県には、平成28年1月から12月までの1年間で延べ約1億7,765万人の観光客が訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,890万人と最も多く、次いで千葉地域（約3,107万人）、君津地域（約2,479万人）、印旛地域（約2,463万人）、安房地域（約1,163万人）の順であり、この5地域で全体の約85パーセントを占めた。

また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約3,000万人と最も多く、次いで成田山新勝寺（約1,112万人）、海ほたるパーキングエリア（約772万人）と、この3施設で観光客数全体の約27パーセントを占めた。

12 本県での留意事項

(1) 武力攻撃事態、緊急処理事態生起への国の認識

平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（以下、「防衛計画の大綱」という。）によれば、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態（大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態）に対応することが求められている。」と国の認識が示されている。

(2) 我が国の安全保障上の考慮点

我が国の安全保障上の考慮点について、防衛計画の大綱では、「奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。」とされている。

(3) 本県において留意すべき事項

本県において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりであるが、次に掲げる本県の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

ア 三方が海岸線であり（半島である。）、さらに利根川、江戸川といった水域で囲まれている地理的特性から次のことに留意すべきである。

- ・陸路での避難は北方向のみである。
- ・丘陵部などに孤立地域が発生するおそれがある。
- ・テロリストの潜入、潜伏が容易である。

イ 本県の社会的特性から次のことに留意すべきである。

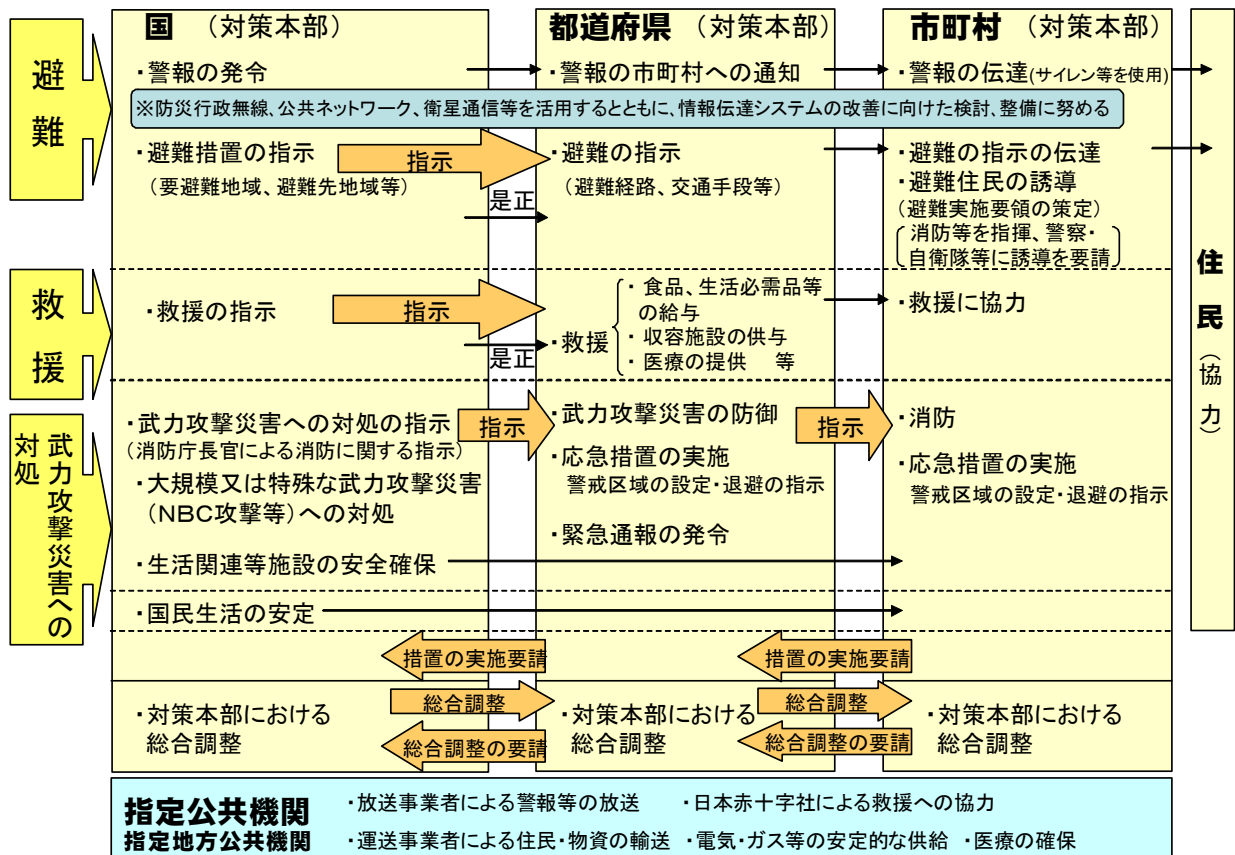
- ・首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・首都東京攻撃への基地（アジト）として千葉県内のどこかが利用されるおそれがある。
- ・県の北西部など人口の密集地域があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・湾岸に一大工業地帯があり、また、内陸部にも成田国際空港などの重要施設が存在しており、生産や経済などへの二次被害効果が大きくなるおそれがある。
- ・成田国際空港などは、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともに象徴的な攻撃目標となる。
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・都市部、山間部など多様な地域から構成されていることから、地域の実情に応じた国民保護措置が必要である。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおりとする。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先電話番号等は別途資料編にて整理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全確認 4 家畜保護による配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持